

# 千代田区ゼロカーボン実現に向けた事業提案 募集要領

## 1 趣旨

区は、2050年までに区内のCO2排出量実質ゼロとする「2050ゼロカーボンちよだ」を実現するため、先進的な知見や技術を有する民間事業者等からの事業提案を募集します。区と民間事業者等の連携事業の創出により、ゼロカーボン実現に向けた取組みの加速化を図ります。

## 2 対象者

提案する事業について業務遂行能力のある民間事業者、団体等（個人は除く。）

## 3 募集する提案

千代田区の特性を踏まえたゼロカーボン実現に資する取組み。2050ゼロカーボンちよだへ向けた以下4つの基本方針に沿うものが望ましい。

### (1) エネルギー消費量の削減

(例) 建築物における緑化の推進、既存施設の省エネ化

### (2) エネルギーの脱炭素化の促進

(例) 再生可能エネルギーの利用促進、水素エネルギーの活用

### (3) スマートシティの強化

(例) クリーンエネルギー自動車の普及促進、EV充電スポットの整備、次世代型ソーラーセル（ペロブスカイト太陽電池）の実証実験

### (4) 協働による地球温暖化対策の推進

(例) 地方との連携による森林整備事業、木材利用の促進、ブルーカーボンの利用

## 4 募集期間

令和7年7月7日（月曜日）～8月6日（水曜日）必着

(注意) お問い合わせ期間：7月22日（火曜日）まで

## 5 提案方法

提案書類（別添様式：提案書）を作成のうえ、メール、郵送または持参により下記提出先に提出してください。

提出先：千代田区 環境まちづくり部 環境政策課 ゼロカーボン推進担当

メール [kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp](mailto:kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp)

住 所 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1（千代田区役所5階）

## 6 提案後の流れ

### (1) 書類審査

ご提出いただいた提案書類は、区が以下の視点により審査します。審査にあたり、必要に応じて提案者にヒアリング等を行う場合があります。

また、必要に応じて学識経験者等に意見を聴取し、参考とします。

#### \*審査の視点

審査項目	審査の視点
事業効果	・具体的な効果が想定されているか。 ・波及効果が見込めるか。 ・費用対効果は適切か。
独自性	・民間ならではのノウハウが活用されているか。 ・行政だけでは生み出せない付加価値があるか。 ・独自の魅力ある企画内容が含まれているか。
公共性	・行政が行うまたは支援する公共性を有しているか。
実現性	・実現可能な事業計画であるか。

### (2) 審査結果通知

(1)の結果を踏まえ、提案者に審査結果を通知します。

なお、この時点では事業化検討の対象とするか否かの結果を決定し、事業化を決定するものではありません。

### (3) 事業化に向けた協議・調整

(2)において事業化検討の対象となった提案について、提案の事業化に向け、区と提案者で協議・調整を行います。

なお、調整により採用される内容が当初の提案と異なる場合があります。

また、協議・調整を進める中で、下記「8 留意事項」①及び②の対象外事項に該当することが判明するなど、区がふさわしくないと判断した場合には、その後の調整を中止させていただきます。

なお、提案の事業化にあたり事業者との契約が必要な場合、別に公正かつ適正な契約事務（入札等）によって事業者を選定します。(2)によって提案者が選定されることを約束するものではありません。

## 7 提案の公表

事業化検討の対象となった提案は、区の広報等において提案者及び提案内容等を公表します。

## 8 留意事項

(1) 提案者が以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ・法令又は公序良俗に反する団体
- ・暴力団等と関係がある団体
- ・その他区長が適当でないと認めた団体

(2) 提案が以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ・公序良俗に反する提案
- ・政治活動又は宗教活動を目的とするなど、行政の中立性を損なうおそれがある提案
- ・その他区長が適当でないと認めた提案

(3) 提案に係る一切の経費（人件費、資料作成費、調整費、交通費等）は、提案者の負担とさせていただきます。

(4) 提案内容に提案者または第三者の知的財産権が含まれる場合は、明示してください。

(5) 提案者は、事業提案の内容が第三者の知的財産権を侵害しないものであることの責任を負います。第三者の知的財産権を侵害していた場合は、区は一切の責任を負いません。

(6) 提案の提出から事業の実施までの過程の中で、区から提供のあった情報については、その秘密を保持のうえ、区からの承諾があった場合を除き、第三者への提供はできません。

(7) 千代田区情報公開条例（平成12年3月28日条例第37号）に基づく開示請求があり、保護されるべき知的財産権を除いて区が開示すべきと判断した情報については公開します。

(8) 提案者間の公平を期すため、電話でのお問い合わせや個別の打合せには応じません。お問い合わせがある場合は、お問い合わせ期間内にホームページから質問票を送信するものとします。なお、お問い合わせ内容及び回答内容は追ってホームページで共有します。

## 9 お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課 ゼロカーボン推進担当

電 話 03-5211-4255

メール [kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp](mailto:kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp)

住 所 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1（千代田区役所5階）